

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―二―六九

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（公安職俸給表（一）の適用範囲）</p> <p>第四条 公安職俸給表（一）は、次に掲げる職員に適用する。</p>	<p>（公安職俸給表（一）の適用範囲）</p> <p>第四条 公安職俸給表（一）は、次に掲げる職員に適用する。</p>

一 警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官（次に掲げる者を除く。）並びにこれらと同種の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(1)～(4) (略)

(5) 管区警察局長及び警察支局長

(6) (略)

二 入国者収容所及び地方出入国在留管理局の入国警備官

三 刑務所、少年刑務所、拘置所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長、教頭、教官、効果検証官及び指令で指定する職員。ただし、

一 警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官（次に掲げる者を除く。）並びにこれらと同種の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(1)～(4) (略)

(5) 管区警察局長

(6) (略)

二 入国者収容所及び地方入国管理局の入国警備官

三 刑務所、少年刑務所、拘置所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長、教頭及び教官。ただし、次に掲げる者を除く。

次に掲げる者を除く。

(1)～(4) (略)

(公安職俸給表(二)の適用範囲)

第五条 公安職俸給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。

一・二 (略)

三 海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他海上保安庁に勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)～(3) (略)

(4) 管区海上保安本部の総務部、経理補給部

(1)～(4) (略)

(公安職俸給表(二)の適用範囲)

第五条 公安職俸給表(二)は、次に掲げる職員に適用する。

一・二 (略)

三 海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他海上保安庁に勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)～(3) (略)

(4) 管区海上保安本部の総務部、経理補給部

、船舶技術部、海洋情報部若しくは交通部
（航行安全課及び安全対策課を除く。）又
は警備救難部の船舶技術課に勤務する者（
船舶に乗り組む者を除く。）

(5)～(8) (略)

、船舶技術部若しくは海洋情報部又は警備
救難部の船舶技術課若しくは交通部の企画
課若しくは整備課に勤務する者（船舶に乗
り組む者を除く。）

(5)～(8) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。